



国総入企第 1号

平成17年6月2日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



### 建設業からの暴力団排除の徹底について

建設業からの暴力団排除の徹底については、従来より、「建設業からの暴力団排除の徹底について」(昭和61年12月9日付建設省経構発第8号の3)、「『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』の施行に伴う建設業界における暴力団員による不当な行為の排除の徹底について」(平成4年4月28日付建設省経構発第13号)及び「建設業からの暴力団等排除の徹底について」(平成11年6月29日付建設省経入企発第7号)により、建設業者があらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否するとともに、暴力団員から暴力的要求行為その他の不当な要求による被害を受けた場合には警察や暴力追放運動推進センターへ通報を行うこと等についてお願いしているところである。

今般、地方整備局発注工事等からの暴力団員等の排除を目的として、警察当局と地方整備局等間の連携を強化するための取り組みを進めることにしたところであるが、建設業者においても、警察当局との緊密な連携のもと、暴力団排除をさらに徹底して取り組んでいく必要があることから、警察庁より、「建設業からの暴力団排除の推進について(依頼)」(別添)の通り、建設業からの暴力団排除の徹底について改めて依頼を受けたところである。

貴団体におかれては、暴力団員等から不当要求又は工事妨害等があった場合には速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力にも努められるよう、貴傘下建設業者に対して指導を徹底されたい。

別 添

警察庁丁暴発第26号

平成17年6月2日

国土交通省総合政策局建設業課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課 長



建設業からの暴力団排除の推進について（依頼）

近年、暴力団は、その活動実態を不透明化させるとともに、経済活動を利用して資金を獲得する動きを一段と活発化、多様化させており、特に、建設業及び公共工事に暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）が介入して資金獲得を行っている状況が見られるところであります。

そのため、今般、貴省各地方整備局と各都道府県警察との間において、相互の連携強化を図るため、連絡協議にかかる枠組みの整備を進めることとしております。

貴職におかれましては、建設業許可等において暴力団排除対策にご尽力いただいているところでありますが、このような取り組み状況を踏まえ、建設業からの暴力団排除をさらに徹底すべく、建設業者に対して、暴力団員等から不当要求又は工事妨害等があった場合には速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うよう、御指導方をお願い申し上げます。